

【令和8年6月26日改定】

役員等の報酬規程

社会福祉法人 東京有隣会

役員等の報酬規程

社会福祉法人 東京有隣会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京有隣会(以下「法人」という)の役員(理事及び監事)及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)役員、評議員及び評議員選任・解任委員を併せて役員等という。

(報酬等の支給基準)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、[別表1]、[別表2]または[別表3]に定める報酬を支給する。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、役員報酬は支給しない。

(役員等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)理事長・副理事長・業務執行理事で[別表1]の適用を受ける者
毎月1日から当月末日について月額定額とし、当月分を毎月25日に支給する。
- (2)理事長・副理事長・業務執行理事で[別表2]の適用を受ける者
 - ①基本報酬として、毎月1日から当月末日について月額定額とし、当月分を毎月25日に支給する。
 - ②日額(実績報酬)として、毎月1日から当月末日について計算するものとし、当月分を翌月25日に支給する。
- (3)役員等のうち、理事長・副理事長・業務執行理事以外の者
毎月1日から当月末日について計算するものとし、当月分を翌月25日に支給する。ただし、前各項に規定する支払日が土曜日、日曜日及び祝祭日の場合は、その前日に支給する。
- (4)役員等に対する報酬等の支給方法については、各役員等の預金口座に振込みによって支払う。

(役員等の報酬総額)

第5条 役員の報酬総額は、第3条及び第4条に基づき、次の各号のとおり定めるものとする。

- (1)理事に対して、各年度の総額が3,000万円を超えない範囲で支給する。
- (2)監事に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は昭和61年4月1日から施行する
2. 平成4年4月1日一部改定
3. 平成7年4月1日一部改定
4. 平成23年3月30日一部改定
5. 平成29年6月23日一部改定
6. 平成30年4月1日一部改定
6. 令和1年6月28日一部改定
7. 令和2年1月17日一部改定
8. 令和2年4月1日一部改定
9. 令和7年6月27日一部改定
10. 令和8年6月26日一部改定

[別表1]理事長・副理事長・業務執行理事で週3日以上勤務する者
但し、週3日以上勤務の内、1日は在宅勤務を選択できるものとする

役職	報酬	支給金額	支給時期等
理事長	月額報酬	500,000円	月次
	賞与	—	—
	通勤手当	実費支給	月次
副理事長	月額報酬	450,000円	月次
	賞与	—	—
	通勤手当	実費支給	月次
業務執行理事	月額報酬	400,000円	月次
	賞与	—	—
	通勤手当	実費支給	月次

[別表2]理事長・副理事長・業務執行理事で「別表1」の適用を受けない者

役職	報酬	支給金額	支給時期等
理事長	基本報酬	250,000円	月次
	日額(実績報酬)	20,000円	翌月
	賞与	—	—
	交通費	実費支給	随時支給
副理事長	基本報酬	225,000円	月次
	日額(実績報酬)	18,000円	翌月
	賞与	—	—
	交通費	実費支給	随時支給
業務執行理事	基本報酬	200,000円	月次
	日額(実績報酬)	16,000円	翌月
	賞与	—	—
	交通費	実費支給	随時支給

※月額報酬の総支給額は「別表1」を上限とする。

[別表3]役員等のうち、理事長・副理事長・業務執行理事以外の者

役職	報酬	支給金額	支給時期等
[別表1]及び[別表2]に該当しない理事	役員日額報酬1	20,000円	理事会、委員会等への出席(4時間以内)
	役員日額報酬2	30,000円	理事会、委員会等への出席(4時間超)

	役員日額報酬3	40,000円	理事長からの特命業務 (7時間超)
監事	役員日額報酬1	20,000円	理事会、評議員会、委員会等への出席(4時間以内)
	役員日額報酬2	30,000円	理事会、評議員会、委員会等への出席(4時間超)
	監事監査手当	50,000円	監事監査日
	委員日額報酬	10,000円	評議員選任・解任委員会出席時
評議員	評議員日額報酬1	20,000円	評議員会、委員会等への出席(4時間以内)
	評議員日額報酬2	30,000円	評議員会、委員会等への出席(4時間超)
評議員選任・解任委員	委員日額報酬	10,000円	評議員選任・解任委員会出席時

理事会、評議員会等出席時の交通費は都内、近県の役員等に対しては報酬に含むこととし、圏外居住者には実費を支払う。